

令和4年度 三間中学校の文化部活動に係る活動方針

宇和島市立三間中学校
校長 利根 建樹

1 はじめに

学校教育の一環として行われている文化部活動は、芸術文化等に興味・関心を持つ同好の生徒によって、自主的に組織され、生徒がより高い目標を達成しようとする中で、芸術文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、豊かな感性・情操や想像力等を育むためにも極めて効果的な活動である。

また、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自主的・自発的な活動を基盤に、共通の目標に向かって、互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

こうした文化部活動を行う中で、自らの目標を達成しようとすることは自然なことであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒や教師に様々な無理や弊害をもたらし、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されると同時に、教師の多忙化の一因ともなっている。

このため、三間中学校（以下、「本校」という。）は、文化部活動の意義が十分發揮され、生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するよう、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に則り、愛媛県が平成31年3月28日に策定した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」、宇和島市が令和元年6月に策定した「宇和島市の文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、生徒にとって望ましい芸術文化等の活動に親しむ環境を構築するという観点から、文化部活動が、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、本校の文化部活動の在り方に関する方針（以下「本校方針」という。）を定めた。

この本校方針を踏まえた文化部活動の適切な運営により、本校の生徒が生涯にわたって芸術文化等に親しみ、心豊かな生活を送るための基礎を培うことを期待する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「三間中学校の文化部活動に係る活動方針」

を策定する。

文化部活動の責任者（以下「文化部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 校長は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術・文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、文化部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を

図るための研修等の取組を行う。

カ 校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討する。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与える、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 校長及び運動部顧問は、新型コロナウイルス感染症対策に関して、感染予防対策に十分留意し活動を行う。感染拡大が確認された場合には県の方針に

準じた形で活動を実施または自粛する。密の回避・手指消毒・不織布マスクの着用など可能な対応を常に実施する。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する、文化部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟に応じた1日2時間程度の活動メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な活動方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を積極的に活用して、
3 (1)に基づく指導を行う。

(3) 地域の特性を活かした文化部活動の推進

校長は、宇和島市大綱において示されている、「より多くの市民が文化芸術に身近にふれ、個性豊かで創造的な市民活動を行えるよう、市民主体の文化芸術活動を促進する環境整備を進める」という今後の取組の方向性に基づき、生徒が、質の高い芸術文化等の活動に親しむとともに、日頃の成果発表の場を提供するため、教育委員会及び各分野の関係団体等と連携協力を図る。

4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校以外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2(1)に掲げる「三間中学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫をする。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

イ 校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の文化部を設けることができない場合には、生徒の芸術文化等の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設文化施設の活用、各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の文化部が参加する大会等や要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や文化部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等を精査する。